

# 神戸松蔭女子学院大学 履修規程

《2019年4月1日制定》

(’19.2.18、’20.2.18、’21.2.25、’22.5.24、’23.2.27)

## (趣旨)

第1条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学学則第3章に規定する教育課程の履修に関し必要な事項を定める。

## (授業科目の区分)

第2条 授業科目は、全学共通科目、外国語科目、専門教育科目に分けて開設する。

2 前項の科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目に分ける。

## (全学共通科目)

第3条 全学共通科目は、社会と人間系列、キャリア系列、コミュニケーション系列、情報系列、データ理解と統計系列、現代の教養系列とする。

2 前項の各系列の科目は、学部・学科ごとに所定の単位を修得する。

## (外国語科目)

第4条 外国語科目は、英語、フランス語、中国語、韓国語を開設し、学部・学科ごとに所定の単位を修得する。これらのほかに外国人留学生のための日本語科目を開設する。

## (専門教育科目)

第5条 学部・学科ごとに専門教育科目を開設する。

2 授業科目および単位数は、学則別表による。文学部については文学部別表(1)、人間科学部については人間科学部別表(1)、教育学部については教育学部別表(1)のとおりとする。

## (卒業の要件)

第6条 本学を卒業するためには、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

## (授業科目および単位数)

第7条 学則第13条の基準に基づき、各授業科目およびその単位数を定める。

2 1単位当たりの学修時間は、次のとおりとする。

| 授業の形態    | 授業における学修時間 | 授業外における学修時間 | 1単位当たりの学修時間計 |
|----------|------------|-------------|--------------|
| 講義       | 15時間       | 30時間        | 45時間         |
| 演習       | 30時間       | 15時間        |              |
|          | 15時間       | 30時間        |              |
| 実験・実習・実技 | 45時間       | 0時間         |              |
|          | 30時間       | 15時間        |              |

## (授業科目の履修年次)

第8条 授業科目の履修は、定められた年次に従い履修しなければならない。

2 低学年の者が高学年に配当されている科目を履修することはできない。

## (他学部・他学科科目の履修)

第9条 学生は、他の学部・学科が開講する専門教育科目を届出により履修することができる。修得した単位は他学部専門教育科目または他学科専門教育科目として認定することができる。ただし、学科ごとに履修できない科目の定めがある。

## (他学部・他学科生の履修受入)

第10条 人間科学部食物栄養学科および子ども発達学科の専門教育科目、教育学部教育学科保育士養成課程および幼稚園教諭免許課程並びに小学校教諭免許課程の科目については他学部・他学科生は履修できない。

(履修科目の登録)

第11条 学生は、年度初めに年間履修計画を作成し、所定の期間内に前期と後期の履修登録を行わなければならない。病気、休学などやむを得ない理由により所定期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を教務課に届け出て指示を受けなければならない。

- 2 既に修得した科目を再度履修登録することはできない。
- 3 同一時に複数の科目を履修登録することはできない。

(履修登録の変更)

第12条 履修登録後、所定の期間に限り履修登録を変更することができる。

- 2 定められた期間以外では変更を認めない。

(履修中止期間)

第13条 授業開始後、所定の期間に限り登録科目の履修中止を申請することができる。ただし、必修科目および履修者制限科目については、これを認めない。

- 2 履修を中止した科目の単位は履修登録単位数の上限に含める。
- 3 履修を中止した科目については、第23条にあるGPA算出科目に加えない。
- 4 定められた期間以外では、履修中止は認めない。
- 5 履修中止した科目は、当該学期中に再登録並びに履修中止の取り消しを行うことはできない。

(履修者の制限)

第14条 授業の形態や教室の設備等により、授業科目の履修者数の制限を設けることがある。これらの科目を履修者制限科目という。

- 2 履修者制限科目は、別に履修登録期間を設け、次のとおり登録を行う。
  - (1) 制限科目の登録は先着順または抽選により行う。
  - (2) 履修登録変更や取消は登録期間中に限り可能とする。
  - (3) 登録期間終了後の取消や追加申し込みは認めない。
  - (4) 後期科目についても前期の時点で登録する。
- 3 授業科目の目的や内容により、履修前提資格を設けて履修者を制限することがある。

(科目の不開講)

第15条 履修登録者が3名以下の授業科目については、原則不開講とする。

(履修科目の登録の上限)

第16条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期間に登録することができる単位数の上限を定める。

- 2 各学部・学科の履修登録単位数の上限は、次のとおりとする。

| 学部    | 学科  | 1年間の履修登録単位数(上限) |
|-------|---|-----------------|
| 文学部   | 英語学科、日本語日本文化学科<br>総合文芸学科                  | 44単位            |
| 人間科学部 | 心理学科、都市生活学科、生活学科都市生活専攻、ファッション・ハウジングデザイン学科 | 44単位            |
|       | 食物栄養学科、生活学科食物栄養専攻<br>子ども発達学科              | 48単位            |
| 教育学部  | 教育学科                                      | 48単位            |

- 3 成績評価が「認定」となる科目については、履修登録の上限に係わる単位数に含めない。
- 4 所定の単位を極めて優れた成績をもって修得した学生については、第2項に定める上限を引き上げることがある。また、成績が極めて不良な学生については、履修登録単位数の上限を引き下げることがある。その基準については第23条による。

- 5 授業期間外に実施する科目については、必要な学修時間等を考慮した上で、第2項の上限単位数に加えて年間6単位まで履修登録を認めることがある。
- 6 卒業要件単位に算入されない教職・司書・学芸員資格関係科目を履修する場合は、これらを加えて年間54単位まで履修登録することができる。ただし、第4項及び第5項を適用する場合も、年間54単位を登録の上限とする。

(単位の授与)

第17条 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験のほか、その授業の特性に応じて多面的に成績を判定し、単位を与える。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、単位を与えない。
  - (1) 当該授業科目の履修登録をしていない者
  - (2) 当該学期の授業料等を納入していない者
  - (3) 当該学期を休学した者
  - (4) 当該学期に停学となった者
  - (5) 当該学期途中で退学した者

(履修成績の判定)

第18条 履修成績は、試験の成績と平常の成績を履修評価の基準に沿って判定する。

(成績評価の基準)

第19条 授業科目の成績評価は、学則第21条の定めにより、100点法で次のとおり行う。

| 成績評価点数      | 評価表示 | 評価の定義                                 | 可否判定 |
|-------------|------|---------------------------------------|------|
| 90点以上       | AA   | 設定された到達目標を大きく上回る水準に達し、きわめて優秀な成果を修めている | 合格   |
| 80点以上 90点未満 | A    | 設定された到達目標を上回る水準に達し、優秀な成果を修めている        | 合格   |
| 70点以上 80点未満 | B    | 設定された到達目標を標準的な水準で達成している               | 合格   |
| 60点以上 70点未満 | C    | 設定された到達目標を最低限の水準で達成している               | 合格   |
| 60点未満       | D    | 設定された到達目標の最低限の水準に達していない               | 不合格  |

- 2 各科目の成績評価の方法および評価基準については、授業科目担当者がシラバスに記載する方法・基準により試験・レポート・小テストの成績、発表や課題提出状況等を総合的に評価して行う。
- 3 語学研修・海外研修や留学、単位互換制度等による履修単位については「認定」と表示する。
- 4 成績は成績通知書により通知し、成績評価はABC表記で記載する。ただし、松蔭ポータルで行う学期末の成績発表は素点で行う。

(卒業研究)

第20条 卒業研究は次のとおりとする。

- (1) 卒業研究の内容は、倫理上の問題が生じることのないよう指導教員に十分な指導を受け、特に人間を直接対象とする研究については、研究協力者の人権擁護に十分配慮しなければならない。
  - (2) 卒業論文または卒業制作は、所定の期間に提出しなければならない。
  - (3) 卒業論文または卒業制作の成績評価は、発表会又は口頭試問等をふまえて行う。
  - (4) 卒業論文の様式、卒業制作の形式等は、各学科の規定に従わなければならない。
- 2 年度末に卒業研究の成績評価が60点未満で卒業できなかった者が、次年度に卒業研究を集中で履修した場合、成績評価が60点以上であれば、前期末に卒業判定を受けることができる。

(成績質問制度)

第21条 成績評価に対して合理的な理由により異議のある者は、所定の期間内に成績質問票により申し出ることができる。

(試験における不正行為)

第22条 試験、レポート、論文等において不正行為があった場合は、当該科目の単位を与えない。不正行為に関する処分については、別に定める。

(学修成果の評価)

第23条 学修の状況および成果を示す指標としてGPA (Grade Point Average) 制度を導入し、履修した各授業科目の成績に対して、GP (グレードポイント) を与え、これに基づき履修科目の成績の1単位当たりの平均値であるGPA (グレードポイント・アベレージ) を算出する。GPおよびGPAの算出方法については別に定める。

- 2 年度末の累積 GPA が 3.0 以上の場合は、原則として翌年度の履修登録単位数の上限を 4 単位相当引き上げる。
- 3 年度末の累積 GPA が 1.0 未満の場合は、原則として翌年度の履修登録単位数の上限を 4 単位相当引き下げる。

(学業不振による退学勧告等)

第24条 学期ごとの修得単位が10単位未満、かつ累積GPAが1.0未満の学生については、学修意欲の確認、履修計画の作成等、クラス担任による指導を行う。

- 2 休学等に因らず入学後3年を経過しても修得単位が48単位未満の者には、保証人を交えて指導を行い、学修意欲が認められない者には退学を勧告する。ただし、病気その他重大な事由による場合は、この限りでない。
- 3 4年の在学期間終了時点で修得単位が64単位未満、かつ累積GPAが0.8未満の者については退学を勧告する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、教育課程の実施にかかわる必要な事項は、教学委員会を経て教学マネジメント会議で審議のうえ学長が決定する。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教学マネジメント会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、2019年4月1日から施行し、2019年4月1日に在籍する学生から適用する。ただし、第23条第2項、第3項および第24条第2項、第3項の規定は、2019年度入学生からの適用とする。

附 則 この規程は、2020年4月1日から改正施行する。

- 2 第16条第5項・第6項、第23条第2項・第3項及び第24条第2項・第3項については、2019年度入学生から適用する。
- 3 第16条第5項の適用については、教学マネジメント会議の承認を必要とする。

附 則 この規程は、2022年5月24日に改正し、2022年4月1日より施行する。

- 2 第16条第5項・第6項、第23条第2項・第3項及び第24条第2項・第3項については、2019年度入学生から適用する。
- 3 第16条第5項の適用については、教学マネジメント会議の承認を必要とする。

附 則 この規程は、2023年2月27日に改正し、2023年4月1日より施行する。

- 2 第16条第5項・第6項、第23条第2項・第3項及び第24条第2項・第3項については、2019年度入学生から適用する。
- 3 第16条第5項の適用については、教学マネジメント会議の承認を必要とする。